

II. 事業評価個表

番号	措置名		交付金事業の名称																					
	地域活性化措置		市内保育所運営事業																					
交付金事業者名又は間接交付金事業者名			黒部市																					
交付金事業実施場所	黒部市生地 他8件																							
交付金事業の概要	保育事業に従事する74名分の人件費（平成29年12月～平成30年3月）																							
総事業費	81,780,826	交付金充当額		63,885,000																				
		うち文部科学省分		0																				
		うち経済産業省分		63,885,000																				
交付金事業の成果目標	保育所サービスの充実を図ることは当市の少子化に歯止めをかけるためにも重要な施策である。保育事業に従事する74名分の人件費（平成29年12月～平成30年3月分）に交付金を充当することで、持続できる保育サービスの向上と地域住民の福祉の向上を図る。																							
交付金事業の成果指標	<p>交付金事業で行う多様な保育サービスの実施や保育所事業の充実について以下の数値目標により評価する。</p> <p>1 多様な保育サービスの実施</p> <table border="0"> <tr> <td>時間外保育事業</td> <td>19時まで開所</td> <td>市内 3箇所</td> <td>※</td> <td>交付金対象保育所含む</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20時まで開所</td> <td>市内 5箇所</td> <td>※</td> <td>交付金対象保育所含む</td> </tr> <tr> <td>乳幼児保育事業</td> <td>0歳児からの保育事業</td> <td>市内 14箇所</td> <td>※</td> <td>交付金対象保育所含む</td> </tr> <tr> <td>障害児保育事業</td> <td>障害児受け入れ事業</td> <td>市内 14箇所</td> <td>※</td> <td>交付金対象保育所含む</td> </tr> </table> <p>2 保育所事業の充実 待機児童数 0人</p>				時間外保育事業	19時まで開所	市内 3箇所	※	交付金対象保育所含む		20時まで開所	市内 5箇所	※	交付金対象保育所含む	乳幼児保育事業	0歳児からの保育事業	市内 14箇所	※	交付金対象保育所含む	障害児保育事業	障害児受け入れ事業	市内 14箇所	※	交付金対象保育所含む
時間外保育事業	19時まで開所	市内 3箇所	※	交付金対象保育所含む																				
	20時まで開所	市内 5箇所	※	交付金対象保育所含む																				
乳幼児保育事業	0歳児からの保育事業	市内 14箇所	※	交付金対象保育所含む																				
障害児保育事業	障害児受け入れ事業	市内 14箇所	※	交付金対象保育所含む																				
交付金事業の成果及び評価	発電施設のある地域に位置する保育所（9箇所）の運営費に本交付金を充当したことで、多様な保育サービスという福祉サービスが提供され、児童の心身の健やかな育成等に寄与した。																							
交付金事業の契約の概要																								
	契約の目的	契約の方法等	契約の相手方	契約金額																				
	保育士人件費	雇用	保育士74名	81,780,826																				
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無																								
無																								
交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度			該当なし																					

- (備考)
- (1) 事業ごとに作成すること。
 - (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
 - (3) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条に規定する同法の目的の趣旨を踏まえて具体的に記載すること。
 - (4) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。
 - (5) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。
 - (6) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。
 - (7) 成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。